

# 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領

但馬木材業協同組合  
令和6年12月1日 制定

## 第1 目的

本実施要領は、但馬木材業協同組合（以下「但馬木協」という）が令和6年12月1日に制定した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に関する自主的行動規範」で規定する「事業者等認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

## 第2 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成18年2月に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

2 本実施要領に基づく認定対象者は、次の者とする。ただし、但馬木協の会員たる団体に所属する事業者については、但馬木協の会員と見なして認定の対象とする。

- ① 但馬木協の正会員
- ② 但馬木協の業種別会員
- ③ 但馬木協の賛助会員

## 第3 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出(新規・継続)

- 1 この実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1-1で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（新規）」を但馬木協へ提出する。
- 2 認定有効期間（3年間）を超えて継続して認定を受けようとする事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに別記1-2に定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」を但馬木協に提出する。

## 第4 審査及びその結果の通知

- 1 但馬木協は、本実施要領に基づく事業者の認定のため会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定する。
- 2 審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、本実施要領第5の認定要件及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

ただし、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができるこことする。
- 3 但馬木協は、審査結果を申請者に通知する。

## 第5 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

### 1 分別管理

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

### 2 帳票管理

- ① 合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により記録されていること。
- ② 管理の記録、証明書等が出荷後を5年間保存されていること。

### 3 責任者の選任

本取組の責任者が1名以上選任されていること。

### 4 GHG関連情報の管理等

国内木質バイオマスのGHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

## 第6 事業者認定書の交付及び公表

- 1 但馬木協は第4に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定年月日等文書又は当団体のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。

## 第7 証明事項の記載

## 第8 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分（4月～翌年3月）の実績を毎年6月末までに、但馬木協へ報告する。
  - 2 但馬木協は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第9 立ち入り検査

但馬木協は、必要に応じて、認定事業者による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、但馬木協から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど但馬木協に協力しなければならない。

但馬木協は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

第10 認定事業者の取り消し

- 1 但馬木協は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を但馬木協のホームページ等に公表するものとする。

  - ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
  - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
  - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
  - ④ 第 9 に定める立入調査を拒否したとき。
  - ⑤ この事業に対しあらかじめ合意した費用の負担が実行されないとき

2 但馬木協は、認定を取り消したときは、別記 5 で定める「認定事業者の取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

## 第11 認定等の費用負担

本認定制度の事務費並びに必要な維持費は、認定申請者及び認定事業者(継続の場合)が負担するものとし、その額、方法等は別に定める。

附則

- 1 この実施要領は、令和6年12月1日から施行する。
  - 2 「合法性、持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領（平成25年7月1日改正）は廃止する。
  - 3 （経過措置）

既認定済みの事業者(発電利用木質バイオマス供給事業者)の当面の取扱はつぎのとおりとする。

- ① 追加で「GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定」が必要な場合は、本実施要領により再申請すること。但し、追加申請に係る認定期間は現認定期間とする。
- ② 追加申請が、現認定有効期間内に必要でない場合は、次回継続申請手続きから本実施要領によるものとする。